

三重県地方創生会議・SDGs 部会設置要綱（案）

（目的）

第1条 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けて、SDGs を原動力とする県の地方創生の取組、SDGs の普及啓発や情報発信、民間との協創等、県内におけるSDGs に資する取組の活性化について、総合的かつ専門的な見地から意見をいただくため、三重県地方創生会議・SDGs 部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- （1）SDGs を原動力とする、県の地方創生の取組の活性化に関すること。
- （2）県内の企業、団体、市町、県民等のSDGs への理解の向上、SDGs に資する取組の活性化に関すること。
- （3）その他まち・ひと・しごと創生の施策の推進に資するSDGs の取組に関すること。

（委員）

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 会議の委員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。
- 3 会議の委員の再任は妨げない。

（部会長）

第4条 部会には部会長を置き、その部会の委員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（部会）

第5条 部会は、知事が招集し、これを主宰する。

- 2 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報償費等）

第6条 県は、部会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 部会の委員以外の者が、部会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、戦略企画部企画課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。